

電子債権記録業（ローンサービス）に関する業務規程

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この業務規程は、日本電子債権機構株式会社（以下「記録機関」という。）が行う電子記録債権法に基づく電子債権記録業のうちローンサービスの実施に関し必要な事項を定める。

（用語）

第2条 この業務規程において使用する用語は、電子記録債権法（平成19年法律第102号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「法」とは、電子記録債権法をいう。
- （2）「施行令」とは、電子記録債権法施行令（平成20年政令第325号）をいう。
- （3）「施行規則」とは、電子記録債権法施行規則（平成20年内閣府令・法務省令第4号）をいう。
- （4）「記録機関」とは、法第51条第1項の指定を受けた日本電子債権機構株式会社をいう。
- （5）「利用者」とは、その者に係る利用者登録事項（第8条第4項の事項をいう。以下同じ。）が記録機関の利用者台帳に記録された者をいう。
- （6）「記録機関利用契約」とは、記録機関と利用者となろうとする者との間で締結される契約であって、利用者が記録機関の電子債権記録業によるサービスの提供を受けることを目的とする契約をいう。
- （7）「利用者登録」とは、利用者となろうとする者との間で記録機関利用契約を締結した記録機関が、記録機関所定の方式による申請を受けて、当該利用者となろうとする者に係る利用者登録事項を利用者台帳に記録することをいう。
- （8）「記録業務受託者」とは、法第58条第1項の規定により、記録機関が電子債権記録業の一部を委託した銀行等をいう。
- （9）「利用者台帳」とは、記録機関との間で記録機関利用契約を締結した者が、記録業務受託者を通じて記録機関に対して記録機関所定の方式により利用者登録の申請をした場合に、当該利用者登録を受けた者に関して利用者登録事項が記録される台帳であって、磁気ディスクをもって記録機関が調製するものをいう。
- （10）「決済銀行」とは、記録機関及び債務者である利用者との間で口座間送金決済に関する契約を締結し、当該契約に基づき払込みの取扱いを行う銀行をいう。

第2章 記録機関

（記録機関の義務）

第3条 記録機関は、法及びこの業務規程の定めるところにより、電子債権記録業を行う。

- 2 記録機関は、電子記録債権を利用した取引全体の健全性及び安全性の確保に努める。
- 3 記録機関は、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 電子債権記録業及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営まないこと。
- (2) 記録機関を利用する者の保護に欠けるところのないように業務を営むこと。
- (3) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをしないこと。
- (4) 記録原簿へのアクセス管理、内部関係者による債権記録等の持ち出しの防止、外部からの不正アクセスの防御、災害等に備えた安全対策その他の情報システムの管理態勢を整備すること。
- (5) 法第86条各号に掲げる債権記録の保存期間が経過するまでの間、債権記録を確実に保存するための適切な措置を講じるとともに、同期間が経過するまでの間に債権記録が消去された場合に当該債権記録の回復をするための態勢を整備すること。

(業務の細目等)

- 第4条 記録機関は、取扱時間、休業日、業務の臨時停止及びその他の業務の細目について、別途業務規程細則（以下「細則」という。）で定める。
- 2 記録機関が前項の細則を定めた場合には、その要旨を、インターネットサービス、書面の送付その他の相当な方法をもって利用者の了知可能な状態に置くものとする。細則を変更した場合も同様とする。

(記録業務受託者への委託)

- 第5条 記録機関は、次に掲げる業務を、主務大臣の認可を得た上で、記録業務受託者へ委託することができる。
- (1) 利用者登録手続業務（記録機関利用契約の申込みの受付業務を含む。）
 - (2) 第4章第3節に定める手続業務
 - (3) 電子記録請求受付業務
 - (4) 第22条の規定による開示業務
 - (5) 第24条の規定による手数料徴収業務

第3章 決済銀行

(決済銀行)

- 第6条 記録機関は、次の各号のすべてに該当する銀行から細則で定める方法により申請があったときは、当該銀行を、決済銀行となりうる資格を有するものとして承認する。
- (1) 口座間送金決済を適正かつ確実に遂行するために十分な体勢が整備されていると認められること
 - (2) 口座間送金決済を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、その収支の見込みが良好であると認められること
 - (3) その人的構成に照らして、口座間送金決済を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められること
- 2 決済銀行は、電子記録債権に係る債務について、債権記録に記録されている支払期日その他の記録機関から提供された情報に基づき、当該支払期日に債務者口座から債権者口座に対する払込みの取扱いをする場合には、当該決済銀行が払込みを行うために通常利用して

いるシステムを利用する。

- 3 記録機関は、法第63条第2項の規定による支払等記録を円滑に行うために必要と認めるときは、決済銀行に対し、当該決済銀行が行った口座間送金決済に関し照会その他の必要な情報提供を求めることができる。
- 4 前項の場合において、決済銀行は電子記録債権に係る債務者に対する照会その他の必要な措置を講じる。
- 5 決済銀行は、第1項の申請に際し記録機関に届け出た事項に変更がある場合には、直ちに、記録機関に対し、その旨を届け出なければならない。

第4章 利用者

第1節 総則

(利用の要件)

第7条 記録機関の利用は、あらかじめ記録機関による利用者登録を受けた者でなければ、することができない。

第2節 利用者登録手続

(利用者登録手続)

第8条 利用者となろうとする者は、記録機関に対し、利用者登録の申請をするとともに、記録機関利用契約の申込みをしなければならない。

- 2 記録機関は、前項の申請をした者について、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に規定する方法により、本人確認を行う。
- 3 記録機関に利用者登録の申請をする者は、記録機関に対し、本人確認を行うために必要な書類その他の細則で定める書類を提出しなければならない。
- 4 記録機関は、第1項の申請を行った者が第9条の要件をみたすときは、利用者台帳に、利用者に関する事項として細則に定める事項を登録する。
- 5 記録機関は、前各項に定めるもののほか、利用者登録に関し必要な事項を細則で定めることができる。

(利用者登録の要件)

第9条 債務者、債権者、譲渡人、電子記録保証人又は譲受人として記録機関を利用するための利用者登録を受けるには、次の各号のすべてに該当することを要する。

- (1) 法人であること
- (2) 記録機関との間で記録機関利用契約を締結した者であること。
- (3) 細則で定める預金の口座の開設を受けた者であること。
- (4) 当該者（当該者が法人である場合にあっては、その役職員又は株主を含む。）が暴力団その他の反社会的勢力に該当しないものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該者が利用者となることにより、電子記録債権制度の信用が害され、又はその円滑な運営が阻害されるおそれがないこと。

(届出事項)

第10条 利用者は、利用者登録事項について変更がある場合には、直ちに記録機関に届け出なければならない。

(利用者登録の抹消)

第11条 利用者は、細則で定めるところにより、記録機関に対し、利用者登録の抹消を申請することができる。ただし、当該利用者が債権記録に記録されている場合において、当該電子記録債権に係る債務の全額について支払等記録がされていないときは、利用者登録の抹消を申請できないものとする。

2 記録機関は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合には、その利用者登録を抹消する。

(1) 前項の申請を行ったとき。

(2) 第9条に該当しなくなったとき。

3 記録機関は、利用者登録の抹消に伴い生じた損害については、責任を負わない。

4 記録機関は、利用者登録を抹消する場合には、当該利用者に対し、その抹消の日を通知する。

第3節 利用者が法令等に違反した場合の措置

(利用者に対する処分)

第12条 記録機関は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該利用者に釈明の機会を与えたうえで、当該利用者の利用者登録の抹消又は戒告の処分を行うことができる。

(1) 法令、法令に基づく行政官庁の処分、この業務規程、細則又は第26条の規定により記録機関が定めるところに違反した場合

(2) 前号に掲げる場合の他、記録機関の電子債権記録業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると記録機関が認めた場合

2 前項の規定による利用者登録の抹消は、記録機関の利用者に対する損害賠償請求権の行使を妨げない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項に規定する処分のうち利用者登録の抹消の場合について準用する。

4 記録機関は、第1項に規定する処分を行った場合は、その旨を公表することができる。

(利用者に対する業務改善の勧告)

第13条 記録機関は、利用者が前条第1項各号に掲げる場合に該当し、当該利用者の利用方法に改善が必要と認めるときは、当該利用者に対し、記録機関の電子債権記録業に係る利用方法の改善について勧告を行うことができる。この場合において、当該勧告を受けた利用者は、速やかに記録機関に対し、書面により利用方法の改善のための報告を行わなければならない。

第4節 請求代行者

(請求代行者の承認の基準)

第14条 記録機関は、次の各号のすべてに該当する者からの申請があったときは、当該者を、利用者の請求を代行する者（以下「請求代行者」という。）として承認する。

- (1) 記録機関に対する電子記録の請求を利用者に代わって適正かつ確実に遂行するために十分な態勢が整備されていると認められること。
 - (2) 利用者に代わって記録機関に対する電子記録の請求を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、その収支の見込みが良好であると認められること。
 - (3) その人的構成に照らして、利用者の電子記録の請求を代行することを適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められること。
- 2 記録機関は、前項に規定する承認をしたときは、遅滞なく、その旨を公表する。

(請求代行者の権限と義務)

第15条 請求代行者は、利用者のために記録機関に対する電子記録の請求を代行することができる。

- 2 請求代行者は、利用者からの選任を受諾する際に、利用者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。
 - (1) 当該利用者から付与された権限の取扱いについては、当該契約に定めるところによるほか、法令、法令に基づく行政官庁の処分、この業務規程、細則又は第26条の規定により記録機関が定めるところに従うこと。
 - (2) 当該利用者は、記録機関による利用者の本人確認のために、請求代行者に対して必要な書類の提出等を行うこと。
 - (3) 当該利用者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合には、直ちに、当該請求代行者に対し、その旨を届け出ること。

第5章 電子記録

(電子記録の請求の方法)

第16条 利用者の記録機関に対する電子記録の請求は、請求代行者（第14条に基づき記録機関の承認を受けたものに限る。）を通じてのみ行うことができる。

- 2 請求代行者の代行権限が消滅した場合であっても、利用者がその消滅を記録機関に届け出ない間になされた電子記録の請求については、その権限の消滅をもって記録機関に対抗できないものとする。
- 3 電子記録の請求は、法第6条に基づく施行令第1条が規定する情報を記録機関所定の方式により記録機関に提供してしなければならない。
- 4 電子記録の請求における債権金額の単位は、日本円でなければならない。
- 5 記録機関は、電子記録の請求を受け付けた時に、請求に当たって提供された情報及び請求受付日時を、法第67条に基づき施行規則第27条が定める請求受付簿に記録する。

(電子記録の実施方法)

第17条 記録機関は、記録原簿に記録事項を記録することによって電子記録を行う。

2 記録機関は、次の各号のいずれか（以下「請求等」という。）を受け付けたときは、遅滞なく、当該請求等に係る電子記録をする。

(1) 電子記録権利者及び電子記録義務者のいずれもが利用者である電子記録の請求

(2) 官庁又は公署の囑託

(3) 口座間送金決済に関する契約に基づき口座間送金決済があった旨の決済銀行からの通知

3 記録機関が発生記録の請求等を受け付けたときは、遅滞なく、債権記録を作成するとともに、当該債権記録に当該請求等に係る電子記録を行う。

4 記録機関が電子記録（発生記録を除く。）の請求等を受け付けたときは、遅滞なく、当該請求等において特定された債権記録（分割記録の請求等を受け付けた場合にあっては、分割債権記録及び原債権記録）に当該請求等に係る電子記録を行う。

5 前2項にかかわらず、記録機関は、利用者が第9条の要件を欠いていると認めるときは、当該利用者からの請求等に係る電子記録をしないことができる。この場合において、記録機関は、当該利用者に対して、電子記録をしなかった旨を通知する。

(記録の禁止)

第18条 記録機関は、法第7条第2項の規定に基づき、次に掲げる電子記録を禁止する。

(1) 質権設定記録

(2) 分割記録（譲渡記録とともにするものを除く。）

(3) 記録機関変更記録

2 記録機関は、前項の規定による電子記録の禁止に基づき、発生記録において、法第16条第2項第15号に掲げる事項として、前項各号に掲げる事項を電子記録する。

(変更記録)

第19条 次の各号に掲げる記録事項の変更を内容とする変更記録は、法第29条第4項に規定する他の者の権利義務に影響を及ぼさないことが明らかなものとして、それぞれ当該各号に定める者が単独で請求をすることができる。

(1) 債権者の氏名若しくは名称、住所又は債権者口座 当該債権者

(2) 債務者の氏名若しくは名称、住所又は債務者口座 当該債務者

(3) 電子記録保証人の氏名若しくは名称又は住所 電子記録保証人

(強制執行等)

第20条 第7条の規定にかかわらず、記録機関は、民事執行規則（昭和54年最高裁判所規則第5号）第150条の14第5項又は第6項（第150条の15において準用する場合を含む。）に基づく変更記録の囑託を受けたときは、当該変更記録により債権者とされるべき者との間において記録機関利用契約を締結していない場合であっても、当該変更記録を行うものとする。

第6章 口座間送金決済

(口座間送金決済)

- 第21条 記録機関は、債務者である利用者及び決済銀行と口座間送金決済に関する契約を締結することができる。
- 2 記録機関は、前項に規定する口座間送金決済に関する契約を締結した利用者を債務者とする電子記録債権の発生記録において、法第16条第2項第1号に掲げる事項が記録されているときは、法第63条第1項の規定により、決済銀行に対し、支払期日、支払うべき金額、債務者口座及び債権者口座に係る情報を提供する。
 - 3 決済銀行は、記録機関から前項に規定する情報の提供を受けたときは、支払期日に、債務者口座から債権者口座への資金移動を確認した上で、記録機関に対して、口座間送金決済があった旨を通知するものとする。
 - 4 記録機関は、決済銀行から支払期日に支払うべき債務の全額について口座間送金決済があった旨の通知を受けたときは、遅滞なく、当該口座間送金決済についての支払等記録を行う。

第7章 開示

(記録事項の開示)

- 第22条 法第87条第1項各号に掲げる者及びその一般承継人並びにこれらの者の財産の管理及び処分をする権利を有する者は、自ら又は請求代行者を通じて記録機関に対して細則で定める書類を提出することにより、当該各号に定める事項（債務者口座を除く。）について、開示請求をすることができる。
- 2 前項の開示請求があった場合には、記録機関は、当該開示請求を行った者に対し、当該事項の全部若しくは一部を証明した書面を交付する方法により、記録事項の開示を行う。

(電子記録の請求に当たって提供された情報の開示)

- 第23条 前条の規定は、電子記録の請求に当たって記録機関に提供された情報について法第88条に基づく開示請求があった場合について準用する。

第8章 雑則

(手数料)

- 第24条 記録機関は、次の各号に掲げる電子記録の請求又は開示請求を受け付けるに当たり、それらの請求を行った者から、当該請求に基づく電子記録又は開示に係る手数料として、当該各号に定める金額を上回らない範囲で、細則において定める金額を徴求する。
- (1) 請求代行者による電子記録の請求 1件につき 100,000円
 - (2) 請求代行者又は利用者による第22条に規定する記録事項の開示請求 1件につき 10,000円

(3) 請求代行者又は利用者による第23条に規定する情報の開示請求 1件につき 10,000円

2 記録機関は、前項の手数料について、細則で定める情報提供の方法をもって利用者の了知可能な状態に置く。手数料を変更した場合も同様とする。

(免責事項)

第25条 利用者が第10条の規定に反して利用者登録事項の変更の届出を懈怠したときは、記録機関は、現に届出がされている事項に従った処理の結果生じた損害については、責任を負わない。

2 前項の届出事項以外に、利用者と記録機関との間の合意若しくは記録機関の指定により、利用者が記録機関に対し届け出ることとされている事項について届出を懈怠し、又はそれらの事項の変更の届出を懈怠したときは、記録機関は、現に届出がされている事項に従って行動した結果生じた損害については、責任を負わない。

3 記録機関は、前項に規定するものの他、記録機関の責に帰さない事由により生じた損害については、責任を負わない。

(所要事項の決定等)

第26条 記録機関は、電子記録債権制度を適正かつ確実に行うため、この業務規程に定めるもののほか必要な事項につき細則その他の規則を定め、又は必要な措置を講ずることができる。

(業務規程の変更)

第27条 この業務規程は、主務大臣の認可を受けて、変更することができる。

(準拠法と合意管轄)

第28条 電子記録債権制度に関する記録機関と利用者、請求代行者及び決済銀行との間の権利義務についての準拠法は、日本法とする。

2 電子記録債権制度に関する記録機関、利用者、請求代行者及び決済銀行との間の権利義務について紛議が生じた場合の争訟については東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。ただし、記録機関は、管轄が認められる国外の裁判所において利用者、請求代行者及び決済銀行に対し訴訟を提起することを妨げられない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年6月24日から施行する。

(効力発生日)

第2条 第18条第1項第3号の改正規定は、平成29年4月1日に効力を生じる。

電子債権記録業（ローンサービス）に関する業務規程細則

第1章 総則

（用語）

第1条 この細則において、電子債権記録業に関する業務規程（以下「業務規程」という。）の用語と同一の用語は、業務規程における意味と同一の意味を持つものとする。

第2章 記録機関

（業務の取扱時間）

第2条 記録機関の電子債権記録業に係る取扱時間は、この細則に別に定める場合を除き、午前9時から午後5時までとする。

2 記録機関は、必要があると認める場合には、業務の取扱時間を臨時に変更することができる。この場合において、記録機関は、あらかじめその旨をインターネットサービス、書面の送付その他の相当な方法をもって利用者の了知可能な状態に置くものとする。

（休業日等）

第3条 記録機関の電子債権記録業に係る休業日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 1月2日及び3日並びに12月31日
- 2 記録機関は、必要があると認めるときは、休業日であっても、臨時に業務を取り扱う日（以下この項において「臨時業務取扱日」という。）を定めることができる。この場合において、記録機関は、臨時業務取扱日を定めた旨をあらかじめインターネットサービス、書面の送付その他の相当な方法をもって利用者の了知可能な状態に置くものとする。

（業務の臨時停止）

第4条 記録機関は、緊急の必要があると認める場合には、業務の全部又は一部を臨時に停止することができる。この場合において、記録機関は、速やかにその旨をインターネットサービス、書面の送付その他の相当な方法をもって利用者の了知可能な状態に置くものとする。

第3章 決済銀行

（決済銀行の登録申請の手続）

第5条 業務規程第6条第1項に規定する細則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を記録機関に提出する方法とする。

- (1) 業務規程及びこの細則並びに記録機関が講ずる必要な措置に従うこと
 - (2) 記録機関が定める記録機関の電子債権記録業の業務処理方法に従うこと
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 登記事項証明書

(2) 印鑑証明書

(3) 記録機関に届出を要する事項を記録機関の定める様式により記載した書面

3 前項第3号に規定する記録機関に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 登記上の商号又は名称

(2) 登記上の本店所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名並びに代表者届出印

(4) その他記録機関が電子債権記録業を実施するため届出の必要があると認めた事項

第4章 利用者

(利用者登録手続)

第6条 業務規程第8条第1項の規定により利用者登録の申請をしようとする者は、所定の利用者登録申請書を記録機関に提出しなければならない。

2 業務規程第8条第3項に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 登記事項証明書

(2) 印鑑証明書

(3) 取引の任にあたる自然人が当該利用者と異なるときは、取引の任に当たっている自然人の本人確認を行うに十分な資料

(4) 次に掲げる事項を記載した約諾書

イ 業務規程及びこの細則並びに記録機関が講ずる必要な措置に従うこと。

ロ 記録機関が定める記録機関の電子債権記録業の業務処理方法に従うこと

ハ 暴力団その他の反社会的勢力に該当しないものであることに相違ないこと

(5) 記録機関に届出を要する事項を記録機関の定める様式により記載した書面

3 前項第5号に規定する記録機関に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 商号又は名称

(2) 住所

(3) 代表者の役職名及び氏名並びに届出印

(4) 利用者の口座

(5) その他記録機関が電子債権記録業を実施するため届出の必要があると認めた事項

4 業務規程第8条第4項に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 商号又は名称

(2) 住所

(3) 代表者の役職及び氏名並びに届出印

(4) 利用者の口座

(5) その他記録機関が電子記録債権業を実施するため登録の必要があると認めた事項

(預金の口座)

第7条 業務規程第9条第1項第3号に規定する口座は、次に掲げるものとする。

(1) 当座預金

(2) 普通預金

(3) 記録機関が承認した貯金の口座

(利用者登録の抹消申請の手続)

第8条 業務規程第11条の規定により記録機関における利用者登録の抹消を申請しようとする利用者は、所定の利用者登録抹消申請書を記録機関に提出しなければならない。

第5章 開示

(開示に関する手続)

第9条 業務規程第22条第1項に規定する書類は、債権記録開示依頼書とする。

第6章 雑則

(手数料)

第10条 業務規程第24条第1項の規定に基づく手数料は、次の通りとする。この場合において、請求代行者又は利用者は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して、記録機関に納入しなければならない。

- (1) 発生記録、譲渡記録の手数料 1件につき100,000円
- (2) 業務規程第22条又は第23条の規定による開示請求に係る開示手数料 1件につき10,000円

(情報の提供方法)

第11条 業務規程第24条第2項に規定する情報提供の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 書面を交付する又は送付する方法
- (2) 電磁的方法

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成21年6月24日から施行する。